# 受発注者のための 「テレワークガイドライン」の活用に向けて

一般社団法人建設コンサルタンツ協会 情報部会 ICT 委員会 委員長 いい た ろう (パシフィックコンサルタンツ株式会社 エグゼクティブコンサルタント) 小沼 恵太郎

#### 1. はじめに

令和3年2月、一般社団法人建設コンサルタンツ協会(以下、「建コン協」という)は、建設コンサルタント業務においてテレワークを実施する場合を対象とし、これまでの先行事例で得られた知見に基づき、テレワークを導入する際に留意すべき事項を示すとともに、より効果的なテレワークの利活用のための参考となる事例を紹介する「業務におけるテレワークガイドライン(案)」(以下、「ガイドライン」という)を作成した。本稿では、作成に至る経緯と、今後の活用に向けた取り組みの方針を紹介する。

# 建コン協のテレワーク導入に 関する活動経緯

テレワークガイドラインを作成したと聞くと、 昨年からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響 を受けての緊急的な措置だと考える方も多いであ ろう。しかし、建コン協のテレワークへの取り組 みはそれ以前から進められてきた。その最たる目 的は、最近のインフラの老朽化や自然災害の激甚 化に対して果たすべき役割の増大に対する備え や、少子・高齢化等による担い手不足という構造 的な問題の解決である。その対応方針として「生産性向上」と「働き方改革」の二つを掲げて重点的に取り組んでいる<sup>1)</sup>。

テレワークの導入・推進は、この両方にまたがる具体的な対策の一つであり、Web 会議システムや ASP (情報共有システム)、BIM/CIM 等のICT の利活用、また、多様な働き方の導入や残業削減等のワークライフバランスの整備と合わせて取り組んでいる。

とくに、令和元年5月に作成した「中期行動計画 2019~2022」では、四つの柱のうち三つ目として、技術を活かす組織力の充実と担い手の確保のために、建設コンサルタントの資源は人材であるとし、組織力を充実させ、技術者が成長し、かつ活き活きと活躍できる環境を整備することを明記している。

対外的には、令和2年11月9日、関連3団体共同で政府・与党に対する「『防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策』の拡充・大幅延長及び特別枠の設定とコロナ禍で冷え切った日本経済再生のための公共事業についての緊急要望」の中で、「5. デジタル化の推進等、安全で活力ある社会を支える産業としての魅力向上」を重要な課題として提示した。

測量・地質・設計コンサルタント業界において も、テレワーク環境整備等デジタル化の推進によ る生産性の向上、技術者単価の引き上げ、納期の 平準化,技術力による選定等の品質確保対策や働き方改革等を推進することは,建設関連業の産業としての魅力を向上させるとともに,その担い手を確保し,適正な利潤による経営の安定が図られることから,安全で活力ある社会を支え続けるために必要不可欠であるということを強調している。

# 3. 新型コロナウイルス感染拡大への対応

テレワークを実現するためにカギとなる取り組みの一つに、従来の対面式の打合せや会議に代わる Web 会議の利用がある。その実態を把握する目的で、令和2年4月、「業務における Web 会議の実施状況に関する調査」を全国の会員企業を対象として実施した。

これは、新型コロナウイルス感染症への対応とは関係なく、先に取り組んでいた業務におけるWeb 会議の利用と、ASP(情報共有システム)の導入の実態を把握する目的で準備をしていたものであったが、図らずも感染拡大の影響を受けることとなった。ちなみに、業務の打合せにおけるWeb 会議の利用は、以前より国土交通省発注の砂防関連等の特定の業務で実績があり、平成30年11月に設計業務で試行したことを契機に、その後、導入が進められてきた。

また、ASP については、平成4年度に設計及び工事での導入の検討が行われたものの、当時は設計業務で共有すべき情報(指示書、協議書等)が比較的少なかったため、主に工事のみで採用された経緯がある。しかし、近年、BIM/CIM や点群データ等の3次元データの活用が増えたことを受けて、改めて ASP を利用した情報共有のニーズが高まり、業務でも導入が進められている。

新型コロナウイルスの感染が拡大する以前は、これらの新技術の取り込みに対し、既存の「やり方」から切り替えることへの抵抗は強く、その実現のために苦労することが多かった。しかし、図らずも、この感染拡大が新技術の導入を後押しすることとなった。

## 4. ガイドライン作成の目的

先述のとおり、建コン協は建設業界でも比較的早くからテレワークの導入に取り組んできた。しかし、全ての従業員が効率的に仕事できるように整備されたオフィスや、印鑑等を要する事務手続き、対面による会議や打合せの容易さ・確実さ等が堅固な既成概念となって、立ち上げ段階でさまざまな準備や変化を要するテレワークは期待どおりには浸透しない状況にあった。会社への通勤は必然であり、会議は資料を広げながら対面でという前提の下で成立していた働き方が根付いていたのである。

しかし、令和2年2月頃から国内で顕著となった新型コロナウイルスの感染拡大がそれらの前提条件を変え、通勤や出張による移動の制限や、オフィスでのいわゆる三密回避を前提とした新たな働き方への移行を迫られることになった。その一つの答えがテレワークである。

今回のテレワークの導入においては、インターネット回線の普及やWeb会議システムの開発等のICT技術の進歩、業務や労務・経理等の管理の遠隔化、受発注者での情報共有意識の変化が推進力となった。さらに、図らずも、新型コロナウイルスの感染拡大が迅速な導入の決断を促すことになった。このような緊急事態において、インフラ整備等の適切な執行を継続するために、建コン協の会員企業はそれぞれが試行錯誤しながら、テレワークを組み入れた新しい働き方を確立してきた。

一方で、こうした改革をさらに進める上での課題も露呈した。それらは、個々の企業や建コン業界だけでは解決できず、発注者等と協力しながら解決すべきものも多い。また、比較的大手の企業と、中規模あるいは小規模の企業との間に対応の格差が生じ、建コン協全体としてのボトムアップが必要となってきた。建コン協内で先行した体験や成果を活かしつつ、これらの課題を解消するこ

#### ■ガイドライン作成の背景と目的

- 近年、社会全体においてDXが急速に推進されている。
- 建設業界においても生産性向上及び働き方改革の一環として、Web会議等のICTを活用したテレワークの導入が進められてきた。
- ★ テレワークは、今後の建設コンサルタンツの新たな働き方として定着していく ものである。

本ガイドラインは、業務におけるテレワークの実施を対象とし、これまでの 先行事例を通じて得られた知見に基づき、今後新たにテレワークを導入する 際に留意すべき事項を示すとともに、より効果的なテレワークの利活用のた めに参考となる事例を紹介するものである。

- ■ガイドライン運用に際して発注者へ要望する事項
  - (1) テレワークを円滑に遂行するための「実施契約書(仮)」の作成
  - (2) Web会議サービス及び利用マニュアルは既存のものを有効活用
  - (3) Web会議も打合せ回数としてカウント

図-1 ガイドライン作成の背景と目的

とがガイドラインの作成の重要な目的である(図-1)。

#### 5. ガイドラインの概要

ガイドラインは2章で構成される。以下にそれぞれの概要を説明する(図-2)。

第1章「テレワーク・Web 会議に向けた環境整備(受注者)」では、テレワーク実施に向けて、 会員企業が事前に準備すべき事項を示している。

従来のオフィスから離れた自宅等で仕事をする

ために必要となる PC 等のハードウェア, インターネット回線等の技術的なもののみならず, 労務管理や品質管理の実施方法も新たに整備する必要を示している。

また、社内及び社外との打合せで利用する Web 会議について、先行した経験をフィードバックすべく、具体的な会議サービスの例示、会議 を充実させるためのマイクやスピーカ等のツール の紹介、発注者とのルール作り等を示している。 一方で、情報漏洩防止等のセキュリティ対策の重 要性も再確認するよう促している。

第2章「受発注者によるテレワーク・Web 会

#### ■ガイドラインの構成

#### 1. テレワーク・Web会議に向けた環境整備(受注者)

- 1.1 テレワーク実施に向けた環境整備事項
  - ・テレワーク実施のための環境整備
  - ・テレワークの実施における留意事項
- 1.2 Web会議実施における準備ならびに留意事項
  - ・準備設備
  - ・社内利用限定における標準ケース
  - ・外部(発注者)とのWeb会議実施に向けた課題
  - ・Web会議におけるルール作り

# 受注者として準備 すべきこと

オフィスから離れて仕事するためには?パソコンやソフトの準備に加え、労務管理や品質管理の変更も必要!

遠隔で十分なコミュニケーションを取るためには?セキュリティ対策を講じた上で、Web会議を円滑に実施!

#### 2. 受発注者によるテレワーク・Web会議推進における業務実施上の確認事項

受発注者間で約束すべきこと

- 2.1 業務契約時の確認事項
  - ・テレワークに関する確認事項
  - ・打合せにおけるWeb会議実施に関する確認事項
  - ・現地踏査におけるWeb会議実施に関する確認事項。
- 2.2 業務実施上の留意事項
  - ・詳細設計時の現場確認事項のルール化
  - ・詳細設計の図面の細部箇所の確認手法
  - ・その他 実務上課題となる事項

テレワークを前提とした業務の進め方とは?事前に連絡方法、打合せ方法、 情報共有方法を受発注者間で確認!

実際に業務を実施する際に留意すべき ことは?先行事例に基づき、留意すべき 事項を紹介!【今後も充実させる】

図-2 ガイドラインの概要

議推進における業務実施上の確認事項」では、テレワークの利用を前提とした業務の進め方として、業務開始後の連絡方法、打合せの方法、情報共有の方法等、事前に受発注者間で確認すべきことを示している。

ここでは、単に確認事項を列挙するだけでな く、チェックリストを例示して、不慣れな業務担 当者でも漏れなく対応できるよう配慮している (表-1)。とくに Web 会議については、使用するサービスや、相互の実施環境(インターネット回線、マイク・スピーカ、会議システムのマニュアル等)を確認し合い、打合せを充実させる準備をすることとしている(表-2)。

また. 今回の緊急事態宣言下での経験に基づ

衣一1 (参考)テレソークに関するテェックリスト							
	大項目	小項目	発注者	受注者			
1	通常時連絡方法	①連絡手段	会社メール	事務所メール			
		②窓口担当	00 00	$\triangle \triangle  \triangle \triangle$			
		③連絡体制	(業務計画書に同じ)				
		④連絡時間帯	8:30 - 17:00	9:00 - 17:00			
2	緊急時連絡方法	①連絡手段	事務所支給スマホ	会社支給スマホ			
		②窓口担当	(同上)	(同上)			
		③連絡体制	(業務計画	書に同じ)			
3	打合せ協議の方法	①初回打合せ	対 面	対 面 · Web			
		②現地踏査	対 面	対 面 · Web			
		③中間打合せ	対面・Web				
		④納品時打合せ	対 面 · Web				
		⑤検査	対 面 · Web				

表一1 (参考) テレワークに関するチェックリスト

表-2	(参老)	Web	会議に関す	トるチェ	ックト	J ス ト	-

	大項目	小項目	発注者*1	受注者*1		
1	Web 会議システム	①システム名	00000			
		②利用マニュアル	受領	提供		
		③利用可否	可能・不可	可能・不可		
2	通信状況	①セキュリティ対策	済·未	済·未		
		②インターネット回線	有線光·5G·4G·他	有線光·5G·4G·他		
		③接続確認	済	· 未		
3	会議用ツール	① PC	デスクトップ	デスクトップ, ノート		
		②ディスプレイ	大型 (27in)	大型 (32in),内蔵 (15in)		
		③マイク	マイク内蔵スピーカ	PC 内蔵		
		<b>④</b> カメラ	外付けカメラ	PC 内蔵		
		⑤スピーカ	(同上)	PC 内蔵		
4	会議用インフラ	①接続場所	会議室, 自宅	会議室, 自宅		
5	課題共有・改善対策	1)会議計画	<b>承知</b> · 未			
		②資料の準備・提出	承知・未	承知 · 未		
		③会議ルール	承知・未	承知・未		

<sup>※1</sup> 受発注者共に、Web会議に参加する業務関係者を包括して記入する。

き, ①詳細設計時の現場確認事項のルール化, ② 詳細設計の図面の細部箇所の確認手法, ③その他 (Web 会議を利用した場合に打合せ回数として計 上するための準備, 交通費の適切な計上, データ 共有時の留意事項)を示している。

前記の本体に追加して、末尾に、令和2年4月に実施した「業務におけるWeb会議の実施状況に関する調査」の結果の要点を抜粋して掲載し、 当時に各社が取り組んだ状況や課題を共有している。

そこには、Web会議を利用しようとしたが、何から着手してよいかが分からずに断念したことや、やってはみたものの音声や映像の質が低かったため、打合せとしては不十分となったこと、資料や会議システムを準備していくうちに、結局は受注者が発注者のもとへ出向いて、本末転倒の結果に至ったこと等のWeb会議を実施する際に留意すべき豊富な事例が含まれている。なお、令和3年度にも同様の調査を行い、Web会議の利用状況の進展状況をモニタリングする予定である。

### 6. 今後の活用方針

本ガイドラインの特徴の一つが、その作成の目的に示したとおり、会員企業間の取り組みの格差を解消して、建コン協全体のボトムアップを図ることである。そのため、当面は現行版を用いて、

時には会員企業向けの講習会等で理解を深めながら、できるだけ多くの会員企業がテレワークを円滑かつ効果的に実施できるよう協調をしていく。 また、これまでにも露呈してきた課題や、さらに効果的な働き方を実現するために、発注者の協力を得ながら、環境改善に取り組んでいく。

今後数年間は、このような自助努力と仕組みづくりを組み合わせながらステップアップしていき、それに伴ってガイドラインも改定をする予定である。

### 7. おわりに

昨年12月には、建コン協はDX推進を強化していくことを公表した。本ガイドラインの策定を先駆けとして、DXによる「新たな社会ニーズへの対応、建設生産・管理システムの高度化、建設コンサルタント企業の技術力維持・強化」について検討・提案していくことを宣言したのである。DX推進によって、先に紹介した建コン協が取り組む生産性向上と働き方改革を一層推進していく所存である。

#### 【参考文献】

1) 令和2年度建設コンサルタント白書, (一社) 建設 コンサルタンツ協会, 令和2年8月